

令和7年度第3回浜松市情報公開・個人情報保護委員会

会 議 録

1. 日 時 令和8年3月4日（水）午前10時から午前10時50分まで

2. 場 所 浜松市役所 本館8階 第3委員会室

3. 出 席 者

(1) 委員

杉田 智樹委員、原田 伸一朗委員、柄澤 正彦委員、中村 千ひろ委員、野中 正子委員、
羽田野 真帆委員、浜井 卓男委員、古谷 幸美委員、松山 正寛委員、吉枝 道生委員

(2) 事務局

文書行政課

鈴木 俊影課長補佐、岸本 真典副主幹、河合 一輝主任、牧 信二

健康増進課

鈴木 陽浩副主幹、齊藤 花野

4. 傍 聴 人

なし

5. 議 題

特定個人情報保護評価書案の点検

予防接種実施等に関する事務（健康増進課）

7. 会議録作成者

牧 信二

8. 記録の方法

会議記録：発言者の要点記録（録音の有無：無）

9. 会議記録

1 開会

事務局（鈴木）

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
ただ今から令和7年度第3回浜松市情報公開・個人情報保護委員会を開催いたします。司会を務めさせていただきます、文書行政課長補佐の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに本日の会議は、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針第6条により、原則公開となっております。申出があった場合は、傍聴を許可いたしますことを御了承ください。

会議に先立ちまして委員の変更がございましたので、御紹介させていただきます。古谷 幸美委員でございます。幅 あけみ委員から辞職する旨、届け出があり、後任として浜松市民生委員児童委員協議会から推薦をいただきました。

（古谷委員挨拶）

事務局（鈴木）

本日の会議でございますが、委員総数10人のうち、出席委員は10人です。半数を超えており、会議が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、ここからは議事に移りますので、司会の進行を情報公開・個人情報保護委員会委員長にお願いをしたいと存じますので、杉田委員長よろしくお願ひします。

杉田委員長

ここからの進行は、私が議事を進めさせていただきます。
さて、本日は番号制度による特定個人情報保護評価に係る第三者点検ということですが、前回点検を実施したときから時間も経過しており、また初めて第三者点検を行う委員さんもいらっしゃいますので、事務局から簡単に制度の説明をお願いします。

事務局（河合）

（概要説明資料に基づき説明）

2 審議事項

・特定個人情報保護評価書案の点検

予防接種実施等に関する事務（健康増進課）

杉田委員長

それでは、会議次第に基づきまして審議事項に移らせていただきます。審議事項「特定個人情報保護評価書案の点検 予防接種実施等に関する事務」について、評価実施機関である健康増進課から説明をお願いいたします。

なお、審議方法としましては、評価実施機関から変更箇所を中心に説明を求め、その後に質疑・意見等を経て判断をしていくという進め方でいきたいと思ひます。それでは、評価実施機関である健康増進課は、説明をお願いします。

健康増進課 (資料に基づき説明)

杉田委員長 ありがとうございます。
それでは、審議に移りたいと思いますが、事務局の方から審議方法などで、先に伝えておくことはありますか。

事務局 (岸本) 本案件につきましては、情報セキュリティに関する専門的な内容も含まれており、委員の皆様もそちらの面では判断が難しい項目が多いと思います。今回の評価書案の点検に当たり、これまでと同様に情報セキュリティの専門家である原田 伸一朗委員に事前に点検をしていただいております。情報セキュリティ面については、必要な措置が記載されている旨の御意見をいただいております。
委員の皆様には、事務作業をしていく上で、必要なリスク対策について、わかりやすい例えで言えば、「本人確認で使用したマイナンバーカードを返し忘れる」といった情報システムで防げないリスクについて、「どのようなリスク対策が必要か」といった視点で御意見をいただければと思います。
事務局からは以上でございます。

杉田委員長 ありがとうございます。
それでは、ここから質疑・応答に入ります。委員の方で御意見のある方はいらっしゃいますか。

羽田野委員 資料 1-3 の 2 クラウド型バックアップセンターへのデータ連携開始に伴うもの(1)概要にて、「職員自らデータの分析・可視化を行い、部局横断的に活用できる環境として庁内データ分析基盤を整備する」とありますが、具体的にどのように活用するのか教えていただきたいです。

健康増進課 予防接種を打つ年代の傾向を把握することにより、予防接種の啓発、周知に活用することを想定しています。

羽田野委員 承知しました。ありがとうございます。

杉田委員長 まず前提として、予防接種の情報とはどのように収集されるか教えてください。

健康増進課 予防接種をしたという情報が医療機関から浜松市に送られてきますので、そこから収集します。そして、だれが・いつ・どこで・どの種類のワクチンを接種したかといった情報を予防接種台帳に記載します。具体的には、資料 1-1 の 13 頁別添 2 のような内容になります。

- 中村委員 任意の予防接種の情報というのは、どうなりますか。
- 健康増進課 予防接種には、定期接種と任意接種の2種類ありまして、浜松市に送られてくる情報は原則定期接種のみになります。定期接種の一例としてインフルエンザの予防接種が挙げられます。その中でも65歳以上の方、60～64歳の基礎疾患を持っている方が定期接種の対象になり、情報が送られてきます。そのため、59歳以下の方が予防接種をした情報は浜松市には送られてきません。
- 浜井委員 説明の中でガバメントクラウド以降後に評価書の記載を削除するとありましたが、具体的にはどこになりますか。
- 健康増進課 ここで確実なことは申し上げられないので、削除事項をあらためて確認します。
- 浜井委員 大切なことなのでしっかり確認して削除してください。
- 浜井委員 資料1-1の11頁③消去方法<ガバメントクラウドにおける措置>①において、クラウド事業者にはアクセスが制御されているため、特定個人情報を消去することはないとある。しかし、<ガバメントクラウドにおける措置>②では、クラウド事業者において、確実にデータを消去するとあるが、消去方法はだれになるのか、この表記では①と②で矛盾が生じているのではないのでしょうか。
- 杉田委員長 特定個人情報は、クラウド事業者が削除するということでしょうか。ただ、地方公共団体の業務には国等が制限されていてアクセスできず、国等が特定個人情報の消去にも関与しないという意味でしょうか。
- 健康増進課 おっしゃるとおりです。
- 原田委員 ①については、地方公共団体以外の者が業務データへアクセスすることを制御しており、中のデータのことについて触れていると思われます。②については、HDDやSSDなどの記録装置を交換する際に残ってしまったデータを確実に消去するということではないのでしょうか。
- 杉田委員長 既存の機械を使用して個人情報のデータは地方公共団体として消去でき、他の人はできない、ただこの機械の入れ替えは国やクラウド事業者が行う、という認識でよろしいでしょうか。
また、記録装置を交換する際は、記録装置を管理している事業者がその中にデータが残らないように作業するということでしょうか。

健康増進課 おっしゃるとおりです。

杉田委員長 その他に御質問がある方はいらっしゃいますか。

羽田野委員 資料 1-3 の 2 頁(1)概要について、「抽象化加工等を施し個人を特定できないように～」とあるが、これを実施するのは誰がどこで行うのでしょうか。

事務局（岸本） 資料 1-1 の 6 頁別添 1 の図をご覧ください。加工を行うところとしては、共通基盤システムの環境の中だと思われま。

原田委員 今回の抽象化というのは、例えば 53 歳の人を 50 代とすることを指すと思います。そのため、個人としては特定できないけど、50 代の人が予防接種しましたという形で統計に活用するのだと思います。

杉田委員長 その他に御意見がある方はいらっしゃいますか。

杉田委員長 他に意見がないようなので、今回の特定個人情報保護評価書案の内容については問題なしということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

健康増進課 ありがとうございます。

3 その他

杉田委員長 それでは、次第の 3 「その他」に移ります。
事務局から何かありましたらお願いします。

事務局（鈴木） (事務連絡)

4 閉会

杉田委員長 それでは、以上をもちまして、令和 7 年度第 3 回浜松市情報公開・個人情報保護委員会を閉会いたします。
本日は、お疲れさまでした。

10. 會議錄署名人